

浜田市選挙管理委員会告示第 38 号

令和 7 年 10 月 19 日行 う 浜田市長及び浜田市議会議員一般選挙における不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所について、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 56 条第 1 項及び第 2 項並びに第 57 条第 1 項の規定により次のとおり設ける。

令和 7 年 10 月 12 日

浜田市選挙管理委員会委員長 岡 本 正 博

浜田市殿町1番地	浜田市役所第2東分庁舎
浜田市金城町下来原171番地	浜田市金城支所
浜田市旭町今市641番地1	浜田市旭保健センター
浜田市弥栄町長安本郷554番地1	浜田市弥栄会館
浜田市三隅町三隅1434番地	浜田市三隅支所分室
浜田市野原町2433番地2	島根県立大学浜田キャンパス